

北海商科大学大学院学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 北海商科大学大学院(以下「本大学院」という。)は、「開拓者精神の涵養」という建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、自主的精神に満ちた、グローバル時代に相応しい、東アジア地域の発展に寄与する有為の人材を育成することを目的とする。
(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

(認証評価)

第3条 本大学院は、前条の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

2 前項に関する事項については、別に定める。

(ファカルティ・ディベロップメント)

第4条 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

(情報の公表)

第5条 本大学院は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。

(大学院の課程)

第6条 本大学院に、修士課程及び博士後期課程を置く。

(修士課程)

第7条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(博士後期課程)

第8条 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科、専攻、入学定員及び収容定員)

第9条 本大学院修士課程に次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
商学研究科	ビジネス専攻	5名	10名

- 2 本大学院博士後期課程に次の研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
商学研究科	ビジネス専攻	2名	6名

- 3 研究科に関する規則は、別に定める。

(標準修業年限及び最長修業年限)

第10条 修士課程の標準修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。なお、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 2 博士後期課程の標準修業年限は3年とし、6年を超えて在学することができない。

(学年及び授業時間)

第11条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、特別な事由による場合、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わることができる。

- 2 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第12条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 特別な事由による場合、前項の学期の開始及び終了を変更することができる。

(休業日)

第13条 本大学院において授業及び研究指導を行わない日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(3) 北海学園創立記念日 5月16日

(4) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで

(5) 冬季休業日 12月23日から翌年1月7日まで

(6) 春季（学年末）休業日 2月5日から3月23日まで

- 2 学長は、研究科委員会の議を経て休業日を変更し、臨時休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学及び転入学

(入学の時期)

第14条 本大学院の入学の時期は、毎年4月とする。ただし、特別な事由による場合、後期から入学

することができる。

(入学資格)

第 15 条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条の大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号)で文部科学大臣が指定した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 学校教育法第 104 条の規定により学士の学位を授与された者
- (6) 大学に 3 年以上在学し、本大学院において、所定の科目、単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (7) その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 本大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則(昭和 28 年 文部省令第 9 号)第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者。
- (2) 外国の大学において前号と同等又は同等以上の学力を有する者
- (3) 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者の指定(平成元年 9 月 1 日文部省告示第 118 号)で文部科学大臣が指定した者
- (4) その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者(入学の願い出)

第 16 条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に別表第 3 に定める検定料を添えて、学長に願い出なければならない。再入学及び転入学についても、同じとする。

(転入学)

第 17 条 転入学を志願する者は、前条に掲げるもののほか、現に在学する大学院を置く大学の学長の許可書を添付しなければならない。

(入学の許可)

第 18 条 本大学院に入学又は転入学しようとする者については、選考を行い、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

2 前項による合格者のうち、指定期日までに、別表第 3 に掲げる入学金等を納入し、所定の入学手続を完了した者に、学長は入学の許可を与える。

第 3 章 転学及び留学

(転 学)

第 19 条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を研究科長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 20 条 学生は、学長の許可を得て、外国の大学院又はそれに相当する教育・研究機関等に留学し、必要な研究指導等を受けることができる。

- 2 留学を志望する者は、所定の留学許可願を研究科長に提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 3 留学期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、研究及び教育上特に必要があると認められるときには、その期間を延長することができる。
- 4 留学期間は、第 10 条の標準修業年限に算入する。
- 5 留学に関する規程は、別に定める。

第 4 章 休学、退学、除籍及び再入学

(休 学)

第 21 条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により、長期にわたり学修できないとき、その他特別の事由があると認められたときは、休学願を研究科長に提出し、学長の許可により、休学することができる。

- 2 前項の休学願には、理由を詳細に記載した書面を添付しなければならない。
- 3 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き 1 年に限り許可することができる。
- 4 休学期間は、第 10 条の標準修業年限と同じ年数を超えることはできない。
- 5 休学期間は、標準修業年限に算入しない。
- 6 前項による休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可により、復学することができる。

(退学及び再入学)

第 22 条 本大学院を退学しようとする者は、理由を明記した退学願を研究科長に提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 休学期間満了前に復学又は休学の願い出がない者については、休学期間満了をもって退学とする。
- 3 前項による退学者が再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、学長が許可することができる。再入学に当たっては、第 18 条の規定に基づき、再入学を許可する。

(除籍及び再入学)

第 23 条 次の各号の一に該当する者については、学長は、除籍するものとする。

- (1) 修士課程にあっては第 10 条第 1 項、博士（後期）課程にあっては同条第 2 項の標準修業年限を超えるとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 行方不明になったとき
 - (4) 授業料等の納入を怠り、督促を受けて、なお納入しないとき
 - (5) 入学を辞退したとき
- 2 前項第 1 号、第 3 号又は第 4 号により除籍された者が復籍を願い出たときは、第 18 条の規定を準用して、再入学を許可する。

第5章 教育方法等

(授業科目及び単位数)

第24条 本大学院に開設する修士課程及び博士後期課程の授業科目及び単位数は、別表第1及び第2に掲げるとおりとする。ただし、他の大学院との間の単位互換制度の協定に基づき認定単位数を別に定める場合は、この限りではない。

(授業及び研究指導)

第25条 本大学院修士課程及び博士後期課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

(指導教授及び副指導教授)

第26条 修士課程及び博士後期課程の学生の研究指導に当るため、各学生に指導教授及び副指導教授を定める。

2 前項の指導教授及び副指導教授は、研究科委員会において定める。

(履修方法等)

第27条 研究科における研究指導及び履修に関する規定は、別に定める。

(単位の計算方法)

第28条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、15時間の授業をもって1単位とすることを基準とする。

(授業期間)

第29条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を基準として行うものとする。

(授業の方法)

第30条 授業は、講義及び演習のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学院は、前項に規定する授業科目について、教育上利益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第31条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院の授業科目を履修することを認めるものとする。

2 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、修士課程の学生にあっては、15単位を超えない範囲で、博士後期課程の学生にあっては、6単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなす。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合についても、準用する。また、修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 研究科において、教育上有益と認めるときは、本大学院に入学した学生が、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、別に定める認定の基準により研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、修士課程の学生にあっては、15単位を超えないもの

とし、博士後期課程の学生にあつては、6 単位を超えないものとする。

3 前条及び前項の規定に基づき本学大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。

4 前 3 項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第 33 条 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第 6 章 課程の修了要件及び学位の授与

(単位の授与及び評価)

第 34 条 本大学院においては、所定の授業科目を履修した者に対して試験の上単位を与える。

2 試験は、原則として学年末又は学期末に行う。

3 修士課程及び博士後期課程の学生の試験の評価は、A＋、A、B＋、B、C＋、C 及び D の 7 種とし、A＋、A、B＋、B、C＋、C を合格とする。

(修士課程及び博士後期課程の修了要件)

第 35 条 修士課程の修了要件は、本大学院の修士課程に 2 年以上在学し、東アジア関連科目のうち 2 科目 4 単位、「課題研究演習」4 単位及び「特別研究指導演習」6 単位を含む 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科が当該修士課程の目的に応じ、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者は、修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、本大学院の博士後期課程に 3 年以上在学し、指導教授の「特殊研究」(2 単位)、副指導教授の「特殊研究」(2 単位) 及び指導教授の「研究指導Ⅰ～Ⅳ」(8 単位) を含む 12 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

3 大学院設置基準第 3 条第 3 項の規定により標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び同第 16 条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、「修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間」と「3 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程における在学期間を含む。)」とする。

(学位の授与)

第 36 条 修士課程又は博士後期課程の課程を修了した者には、北海商科大学学位規則の定めるところにより、それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

2 本大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、博士論文を提出し、その審査及び試験に合格して、本大学院博士後期課程修了者と同等以上の学力があると認められる場合には、博士の学位を授与することができる。

3 北海商科大学学位規則は、別に定める。

〈大学院における在学期間の短縮〉

第36条の2 研究科は、第32条第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程(博士課程後期を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の第35条第2項に規定する博士課程における在学期間(同条第2項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。)については、適用しない。

第7章 賞罰

(表彰)

第37条 学生で人物学業ともに優秀な者を、研究科委員会の議を経て、学長が表彰することができる。

(奨学制度)

第38条 学生育英のため、奨学制度を設ける。

2 奨学生規程は、別に定める。

(個人の秘密を守る義務)

第39条 学生は、本大学院の教育等を通して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

2 法令による証人等となり、前項の秘密に属する事項を発表する場合には、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(懲戒)

第40条 学生が本大学院の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為があつたときは、学長がこれを懲戒することができる。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 犯罪行為及びその他の違法行為(重大な交通法規違反)
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学問的倫理に反する行為
- (6) 学生の学習、研究および教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (7) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (8) その他学生としての本分に反する行為

第8章 授業料等、授業料等の免除

(授業料等)

第41条 学生は、別表第3に掲げる額の入学金、授業料及び教育充実費を、別に定めるところにより、納入しなければならない。

2 特別の事情により、授業料及び教育充実費の納入が困難な場合は、学生は、別に定めるところにより、当該納入金を延納することができる。

3 休学者は、その期間中の授業料及び教育充実費の納入を免除する。ただし、別表による各分納期の途中で休学、退学する場合は、その期の授業料及び教育充実費の納入を免除しない。

4 本大学院学則第10条に定める標準修業年限又は修了年限を超えて在学する者が9月に課程を修了した場合は、別表第3に掲げる納入金のうち、第2期分の授業料・教育充実費を免除する。

(入学検定料等の不返還)

第42条 既に納入した入学検定料、入学金、授業料及び教育充実費は、返還しない。

第9章 運営組織

(研究科委員会)

第43条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、授業科目を担当する専任の教員をもって組織する。

3 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

(研究科長)

第44条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科の専任教授をもって充て、研究科を統括する。

3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 選出方法及び職務については、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第45条 研究科委員会は、研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 研究科の組織に関する事項

(2) 教育研究の指導に関する事項

(3) 教員の選考に関する事項

(4) 学生の入学、表彰に関する事項

(5) 試験及び修士論文又は博士論文の審査に関する事項

(6) その他研究科に関する重要な事項

2 研究科委員会は、前項に掲げる事項のうち第1号から第5号までの事項及びその他学長が定める事項について審議し、又は学長の求めに応じて意見を述べるものとする。

第10章 研究生、委託生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生)

第46条 本大学院への入学を目的に特定事項につき研究を行なおうとする者があるとき、又は大学

院修士課程、博士後期課程の修了者で、本大学院において特定事項につき研究を行なおうとする者があるとき、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。
(委託生)

第 47 条 公の機関又は団体等から、本大学院において研究指導を受けさせるため、その職員を委託されたときは、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、委託生として、これを許可することができる。

- 2 前条第 2 項の規定は、委託生について準用する。
(特別科目等履修生)

第 48 条 本大学院において、特定の授業科目を履修する他の大学院の学生があるときは、本大学院の学生の教育に支障のない限り、当該他大学院との協議に基づき、特別科目等履修生としてその履修を認めることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、特別科目等履修生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。
(一般科目等履修生)

第 49 条 本大学院の修士課程の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は、学生の教育に支障がない限り、研究科委員会の議を経て、一般科目等履修生としてこれを許可することができる。

- 2 一般科目等履修生が授業科目の試験に合格したときは、証明書を交付する。
- 3 前項に定めるもののほか、一般科目等履修生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。
(外国人学生)

第 50 条 外国人で第 15 条各号の一に該当する者の入学の願い出があるときは、学長は、研究科委員会の選考を経て、外国人学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人の入学手続については、別に定めるところによる。
(受講料等)

第 51 条 研究生、委託生、特別科目等履修生、一般科目等履修生は、別表第 4 に掲げる金額を納入しなければならない。

- 2 単位互換協定校又は海外との学生交流協定に基づく特別科目等履修生及び外国人学生の検定料、入学金、受講料は所定の手続きを経て不徴収とする。
- 3 外国人学生の納入金は、別表第 3 及び第 4 に掲げる金額と同額とする。
(適用除外)

第 52 条 研究生、委託生、特別科目等履修生、一般科目等履修生及び外国人学生については、この章で定めるもののほかは、適用除外項目を除いて、この学則を準用する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 35 条第 1 項及びその別表 1 は、平成 25 年度 1 年次入学者から適用し、平成 24 年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 41 条の別表 3 と第 51 条の別表 4 は、平成 28 年度 1 年次入学者から適用し、平成 27 年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 35 条は、平成 30 年度 1 年次入学者から適用し、平成 29 年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 10 条、第 31 条、第 32 条、第 36 条の 2、は、令和 3 年度 1 年次入学者から適用し、令和 2 年度以前の入学者については従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

商学研究科修士課程

授 業 科 目 名		単位数
1. 北東アジアコミュニケーション関連科目		
	アジア語学特殊講義（中国語）	2 単位
	アジア語学特殊講義（韓国語）	2 単位
	中国文化論特殊講義	2 単位
	韓国文化論特殊講義	2 単位
	日本経済論特殊講義	2 単位
2. 東アジア関連科目		
	東アジア経済論特殊講義	2 単位
	東アジア市場論特殊講義	2 単位
	東アジア地域振興論特殊講義	2 単位
	東アジアビジネス論特殊講義	2 単位
	アメリカビジネス特殊講義	2 単位
3. 商 学 関 連 科 目		
	商業政策論特殊講義	2 単位
	物流システム論特殊講義	2 単位
	経営分析論特殊講義	2 単位
	流通戦略論特殊講義	2 単位
	国際金融システム論特殊講義	2 単位
	マーケティング特殊講義	2 単位
	税務会計論特殊講義	2 単位
	管理会計論特殊講義	2 単位
	経営管理論特殊講義	2 単位
4. 観光産業関連科目		
	観光産業論特殊講義	2 単位
	観光振興論特殊講義	2 単位
	観光情報システム論特殊講義	2 単位
	観光調査論特殊講義	2 単位
	観光環境論特殊講義	2 単位
	地域開発環境論特殊講義	2 単位
	地域開発システム論特殊講義	2 単位
5. 課題研究関連科目		
	課題研究演習Ⅰ	2 単位
	課題研究演習Ⅱ	2 単位

授 業 科 目 名		単位数
5. 課題研究関連科目		
	特別研究指導演習Ⅰ	2 単位
	特別研究指導演習Ⅱ	2 単位
	特別研究指導演習Ⅲ	2 単位
6. 特別講義科目		
	特別講義	2 単位

別表 2

商学研究科博士後期課程

授 業 科 目 名		単位数
1. グローバルビジネス研究科目		
	アメリカビジネス特殊研究	2 単位
	東アジアビジネス特殊研究	2 単位
2. コマース・ビジネス関連研究科目		
	マーケティング・流通システム特殊研究Ⅰ	2 単位
	マーケティング・流通システム特殊研究Ⅱ	2 単位
	交通・物流システム特殊研究Ⅰ	2 単位
	交通・物流システム特殊研究Ⅱ	2 単位
3. 観光産業振興戦略関連研究科目		
	観光振興政策特殊研究Ⅰ	2 単位
	観光振興政策特殊研究Ⅱ	2 単位
	地域観光振興特殊研究Ⅰ	2 単位
	地域観光振興特殊研究Ⅱ	2 単位
4. 研究関連特殊科目		
	研究関連特殊研究Ⅰ	2 単位
	研究関連特殊研究Ⅱ	2 単位
	研究関連特殊研究Ⅲ	2 単位
	研究関連特殊研究Ⅳ	2 単位
	東アジア経済論特殊研究	2 単位
5. 研究指導科目		
	研究指導Ⅰ	2 単位
	研究指導Ⅱ	2 単位
	研究指導Ⅲ	2 単位
	研究指導Ⅳ	2 単位

別表 3

(1) 修士課程

区分	研究科	金額
入学検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	200,000円
授業料	商学研究科	年額 872,000円
教育充実費	商学研究科	年額 100,000円

(2) 第33条に基づく特例学生

区分	研究科	金額
入学検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	100,000円
授業料	商学研究科	年額 436,000円
教育充実費	商学研究科	年額 50,000円

(3) 博士（後期）課程

区分	研究科	金額
入学検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	200,000円
授業料	商学研究科	年額 872,000円
教育充実費	商学研究科	年額 100,000円

(4) 第33条に基づく特例学生

区分	研究科	金額
入学検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	100,000円
授業料	商学研究科	年額 436,000円
教育充実費	商学研究科	年額 50,000円

授業料，教育充実費，実験実習費及び学生諸費の納入期限は，次のとおりとする。

第1期 4月20日

第2期 9月30日

ただし，新入学生及び再入学，復籍を許可された者に限り第1期分の授業料等は、所定の期日までに納入しなければならない。

平成 28 年度より、入学金の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 本学・本学大学院および北海学園大学・北海学園大学大学院を卒業後、本学大学院修士課程へ入学するときは、入学金を免除する。ただし、2 部卒業生などで以前納入した入学金との差額がある場合は、その差額を徴収する。
2. 本学大学院および北海学園大学・北海学園大学大学院修士課程終了後、博士（後期）課程へ入学するときは、入学金を免除するが、2 部卒業生などで以前納入した入学金との差額がある場合は、その差額を徴収する。

別表 4

（1）研究生

区分	研究科	金額
審査料	商学研究科	15,000 円
入学金	商学研究科	50,000 円
受講料	商学研究科	218,000 円

* 本学の卒業生及び北海学園大学の卒業生の入学金は免除。ただし、2 部卒業生などで以前納入した入学金との差額がある場合は、その差額を徴収する。

* 第 2 期以降入学者の場合、受講料については、半額とする。

（2）委託生

区分	研究科	金額
検定料	商学研究科	30,000 円
入学金	商学研究科	50,000 円
受講料	商学研究科	1 単位 8,000 円

* 本学卒業生の入学金は免除。

* 第 2 期以降入学者の場合、受講料については、半額とする。

（3）特別科目等履修生

区分	研究科	金額
検定料	商学研究科	30,000 円
入学金	商学研究科	50,000 円
受講料	商学研究科	1 単位 8,000 円

* 所属大学との協議により定める。

(4) 一般科目等履修生

区分	研究科	金額
検定料	商学研究科	30,000円
入学金	商学研究科	50,000円
受講料	商学研究科	1単位 8,000円

* 本学の卒業生及び北海学園大学の卒業生の入学検定料、入学金は免除

* 第2期以降入学者の場合、受講料については、半額とする。